

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
南会津町	大桃/伊南	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.5 ha
②地区内の農業振興地域の農地面積	15.5 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.8 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7 ha
(備考) 大桃地区は稲作の限界地であり、昭和40年代の土地改良事業により整備された小規模区画、傾斜地の農地で、15年位前までは稲作も行われていたが、現在は「そば」へ転作している。	

注1:④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害対策、災害対策等に関するデータとして記載ください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・大桃地区は、11月末現在51戸126人の集落で高齢化が進み、70歳以上が62人、60歳代を含めると88人となり、人口の69.8%を占める状況である。
- ・昭和40年代の土地改良事業により整備された小規模区画の農地(田)で傾斜地でもあることから作業効率が悪い。しかし、高齢化や後継者不足により再整備は困難である。
- ・農業従事者の高齢化と後継者不足により、年々農地の荒廃が目立ってきている。
- ・有害鳥獣被害、農産物価格の低迷などにより生産意欲が低下している。
- ・中山間地域等直接支払交付金事業についても高齢化等を理由に継続しないことになり、草刈りなど担い手への負担が大きくなっている。
- ・後継者不足、担い手等の高齢化から中心経営体となる担い手の育成確保が必要であるが、大桃地区においては、現実的に農業法人(有)伊南の郷に作業委託を含め頼りしかない状況である。
- ・(有)伊南の郷の現状は、設備処理能力が限界に近く、また、作業員の高齢化と、なり手不足から厳しい状況が予想され設備の増強と作業員の雇用を並行して行う必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大桃地区の中心経営体は、農業法人(有)伊南の郷が担うほか、現状は厳しいが入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

現状は、(有)伊南の郷が中心経営体として87筆 50,034㎡を借受け「そば」を作付けしている。今後 11筆 6,601㎡の貸借を確認した。

○農地中間管理機構の活用方針

大桃地区においては農地の状況等(小規模区画、傾斜地)から長期的展望が見通せず、農地中間管理事業(貸借期間10年)は活用せずに、相対での利用権設定(貸借期間5年)を基本に集積を図ることとする。